

草ご発第 1 1 5 4 号
平成 2 9 年 7 月 1 3 日

草津市廃棄物減量等推進審議会 様

草津市長 橋川 渉

ごみの収集、運搬および処分の方法について（諮問）

草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第 2 0 条の 2 第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

新クリーンセンターへの移行に伴い、土地または建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。）が、粗大ごみ（特定家庭用機器を除く。以下同じ。）を新クリーンセンターに搬入し、処分を委託する場合における手数料を現行の点数制から従量制へ変更することについて

2 諮問理由

粗大ごみの処理については、月 2 回の収集機会の中で、持ち込みを希望する方は多いものの、現在のクリーンセンターに粗大ごみの持ち込み車両が多く入ってくると場内の安全が確保できないことや計量器が 1 器のみであることから、粗大ごみの持ち込み車両が多くなると計量器が混雑し、他の家庭ごみの委託収集に支障が生じる恐れがあることなどから、持ち込みをされる市民の安全を考慮して基本的に委託業者による収集を原則としています。

そのため、粗大ごみを急な引っ越し等の事情により、やむを得ず自らクリーンセンターに持ち込む場合も、委託業者による収集と同じ、処理の困難度によって、「2,900 円」「1,500 円」「800 円」の 3 区分の料金設定としているところです。

平成 30 年 3 月から供用開始する新クリーンセンターでは、従来のごみ処理施設から資源循環型施設へと転換し、多くの市民が集う新たな拠点として位置付けをしていきます。このことから、安全で円滑な持ち込みが可能となる動線等を確保し、自らクリーンセンターに持ち込みをされる場合にも積極的に受け入れを行うなど、粗大ごみの処理にかかる市民サービスの向上を図ることとしています。

このことから、粗大ごみの持ち込みのみの手数料を、点数制から従量制へと変更しようとするものです。